

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さん、よろしいですか。おはようございます。

ただ今の出席議員数は16人で、定足数に達しております。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。市長から、令和4年12月12日付、橋総第307号をもって、追加議案1件が、議員 中本君ほか4名から、令和4年12月15日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付しております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番 垣内君、9番 石橋君の2人を指名いたします。

この際、当局より発言の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）答弁の訂正をお願いいたします。

去る12月5日の5番議員の一般質問におきまして、SNS、アプリを活用したオンライン面談、相談、プッシュ型の情報発信、随時子育て関連イベント等の案内などについて、実施は考えていますかとの再質問に対しまして、本年12月中にはLINEによる面談を開始する予定ですと答弁しておりましたが、L

INEによる対応については、当面は、顔の見える形での面談ではなく、文字によってやり取りする形での相談で対応していく予定ですので、訂正のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林 弘君）板橋議員、よろしいでしょうか。

○5番（板橋真弓君）はい。

○議長（小林 弘君）ご了承願ひます。

#### 日程第2 議案第10号 橋本市個人情報保護法施行条例について から、日程第4 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第10号 橋本市個人情報保護法施行条例について から、日程第4 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 岡本君。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）おはようございます。それでは、朗読をもって委員長報告とさせていただきます。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託された、議案第10号 橋本市個人情報保護法施行条例について、議案第11号 橋本市情報公開・個人情報保護審査会条例について、議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第10号は賛成多数で、議案第11号及び議案第19号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第10号は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から全ての地方公共団体に当該法律が適用されることに伴い、必要な事項を定めるものである。

委員から、現在の橋本市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報を収集するときは本人同意が必要と規定されているが、改正個人情報保護法ではどのようにになっているかのただしがあり、本人同意は必要とないとの答弁がありました。

特定個人情報の取扱いについて変更はあるかのただしがあり、変更はないとの答弁がありました。

匿名加工情報の提供制度について ーただしがあり、現在は都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体は任意となっており、現在のところ実施しない方針である ーとの答弁がありました。

今後、匿名加工情報の提供制度が全ての自治体に義務づけられた場合はどのように対応するか ーとのただしがあり、法律に従い実施していくことになるが、その際、匿名加工情報の取扱いは慎重に行っていく ーとの答弁がありました。

議案第11号は、議案第10号と同様に、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、開示決定等に対する審査請求を審査する諮問機関を設置するものである。

委員から、現在の個人情報保護審査会に関する規定との変更点について ーただしがあり、審査会委員は公平性、中立性が求められるため、在任中は政党その他政治団体の役員となることや積極的な政治運動を禁止する規定を加えた ーとの答弁がありました。

議案第19号は、令和5年3月31日で指定管理の期限を迎える橋本市市民活動サポートセンターについて、令和5年4月1日からの令和8年3月31日までの3年間を、引き続き社

会福祉法人橋本市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものである。

委員から、火曜日と木曜日の夜間の施設利用について ーただしがあり、コロナ禍により夜間利用者は減少しているため、夜間は来館予約制に変更する。この部分に係る人件費は来館予約が全て入った場合で計算しているが、人件費の余剰が多く生じるようであれば、次回指定時の金額設定に考慮する ーとの答弁がありました。

以上、委員長報告をさせていただきました。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小林 弘君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番(阪本久代君)登壇〕

○7番(阪本久代君)おはようございます。

議案第10号 橋本市個人情報保護法施行条例に反対の立場で討論を行います。

本条例は、それぞれの自治体で設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障となるとして、各自治体の個人情報保護条例を廃止させ、改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するためのものです。

最大の目的は、匿名加工情報制度を自治体に行わせることです。匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことで、加工されたことで非個人情報となる扱いです。そのため、本人同意を得ずに第三者提

供、目的外利用が可能としています。

自治体が保有する個人情報、介護や子育て、教育、健康など、膨大な住民サービスの情報です。その情報を企業のもうけのために外部提供できる仕組みをつくるのが目的です。

橋本市では、当分の間は匿名加工情報の提供はしないが、国が義務づけたら実施するという事です。市民の個人情報が本当に守られるのか不安が残るので、反対いたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市個人情報保護法施行条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市情報公開・個人情報保護審査会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第15号 市道路線の認定について

○議長（小林 弘君）日程第5 議案第15号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長報告を求めます。

経済建設委員会委員長 5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）それでは報告させていただきます。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託された、議案第15号 市道路線の認定について を審査するため、12月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第15号は、株式会社幸福建設が宅地造成工事に伴い設置した道路を名倉60号線として新たに市道認定するものであり、委員会は現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより議案第15号 市道路線の認定につ  
いて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告  
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの  
で、本案は委員長報告のとおり可決されまし  
た。

---

#### 日程第6 議案第18号 公の施設の指定管 理者の指定について

○議長(小林 弘君)日程第6 議案第18号  
公の施設の指定管理者の指定について を議  
題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会副委員長 2番 垣内君。

〔2番(垣内憲一君)登壇〕

○2番(垣内憲一君)それでは報告させてい  
ただきます。

去る12月8日、本会議において本委員会に  
付託された、議案第18号 公の施設の指定管  
理者の指定について を審議するため、12月  
13日、委員会を開催し、慎重審査の結果、全  
会一致で原案のとおり可決すべきものと決し  
ましたので、以下の概要を報告いたします。

議案第18号は、令和5年3月31日で指定管  
理の期限を迎える三石保育園について、令和  
5年4月1日から令和10年3月31日までの5

年間を、引き続き社会福祉法人萬年青友の会  
を指定管理者として指定するものである。

なお、同園に係る指定管理者の公募に対す  
る申請は、現在、指定管理者の1法人のみで  
あり、指定管理者の選定委員会への諮問に対  
し、同法人を選定することは妥当との答申が  
あったものである。

委員から、送迎バスや園内の安全対策につ  
いて ただしがあり、当園はバスの送迎は行  
っていない。また、遊具や園外保育、感染症、  
食物アレルギー、熱中症対策、あらゆる安全  
対策に取り組んでいただいている との答弁  
がありました。

保護者アンケートにて、保護者同士のつな  
がりに関する評価が相対的にやや低かった点  
について、市はどう園に関わっていくのか  
とのただしがあり、アンケート結果を受けて、  
園の様子を保護者に理解してもらう機会や担  
当を加えた保護者懇談会の機会を設けるよう  
指導するなどの連携を図っている との答弁  
がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。  
議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げ  
ます。

○議長(小林 弘君)ただ今の委員長報告に  
対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより議案第18号 公の施設の指定管理  
者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 請願第15号 市民のくらしを守るため、国民健康保険税の引き下げ及び子どもの均等割の軽減を求める請願について

○議長（小林 弘君）日程第7 請願第15号 市民のくらしを守るため、国民健康保険税の引き下げ及び子どもの均等割の軽減を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会副委員長 2番 垣内君。

〔2番（垣内憲一君）登壇〕

○2番（垣内憲一君）それでは報告させていただきます。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託された、請願第15号 市民のくらしを守るため、国民健康保険税の引き下げ及び子どもの均等割の軽減を求める請願について を審査するため、12月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下の概要を報告します。

請願第15号の主旨は、市に対し、国民健康保険税を引き下げること、子どもの均等割を軽減すること、県や国に対し、公費を投入することで国民健康保険税を引き下げられるよう財政支援を要望するといった施策を求めるものである。

委員から、当局に対し、国民健康保険加入者の厳しい生活状況の程度を認識しているかとのただしがあり、国民健康保険はほかの健康保険に比べ年齢の高い方が多いため、医療費の増加等により、特に所得の低い方にとっ

て税負担が増えることは理解している との答弁がありました。

国民健康保険税の納付が困難な方からの相談に対応しているか とのただしがあり、税務課や保険年金課窓口で相談を受けているとの答弁がありました。

他市では、子どもの均等割について、国の制度で実施されている未就学児までを対象とする減免の適用範囲を拡大して軽減しているところもあるが、本市ではいかがなものかとただしがあり、県下で統一の保険料導入に向けて調整中のため、市独自の軽減施策は難しい との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、国民健康保険の加入者の多くは収入が少ない世帯であるにもかかわらず、保険税が増え、生活が苦しくなっている。また、子どもがいることで保険税が増えることは子育て支援策にも逆行していることから、本請願に賛成する との討論がありました。

反対の立場から、本請願の主旨は理解できるものの、保険税をなるべく低くするため基金を毎年繰り入れている上、仮に一般財源まで繰り入れるとなると、ほかの市民にも負担を強いることになるため、本請願に反対するとの討論がありました。

以上、報告させていただきます。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 高本君。

〔8番（高本勝次君）登壇〕

○8番（高本勝次君）おはようございます。

そしたら、市民のくらしを守るため、国民健康保険税の引き下げ及び子どもの均等割の軽減を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は、年金暮らしの高齢者や自営業者、非正規雇用の人たちが主な加入世帯であります。昨年から続く値上げラッシュの物価高騰、特に高齢者は年金が6月にも下がり、医療費の窓口負担が既に2倍というダブルパンチ、トリプルパンチになっています。

健康保険証は命の支えで、節約しながらでも、これだけは納税しなくてはと汗して頑張っている方は少なくありません。令和3年度で1世帯当たりの税額が前年度より平均5,830円高くなっています。和歌山県の統一保険税に向けて、毎年高くなっていきます。

また、子どもの人数が多い世帯ほど国保税が高くなっていきます。子育て支援策として均等割を軽減していくことは、若者の定住にもつながると思います。

和歌山県や国に対して、公費投入を増やして国民健康保険税を引き下げられるよう、本市からも財政支援の要請をしていただきたいと思います。

このことを訴えて、賛成討論いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第15号 市民のくらしを守るため、国民健康保険税の引き下げ及び子どもの均等割の軽減を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立少数であります。

よって、請願第15号は不採択と決しました。

---